



清友短信

発行日 2024年9月11日

No. 104

TEL.075-431-4361 FAX.075-431-4365

【2024年10月実施】社会保険の適用拡大

本年10月からパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります。対象となる企業には、日本年金機構から通知書類が届きますので、手続を進めて下さい。

1. 対象企業

現在	2024年10月～
被保険者数：101人以上	被保険者数：51人以上

2. 被保険者数のカウント方法

- ・現在の厚生年金被保険者の総数（70歳以上の健保のみ加入者は除外）
- ・法人は法人番号が同一の全企業を合計、個人事業所は事業所ごとに集計
- ・直近12か月のうち6か月で基準を上回ると自動的に適用される

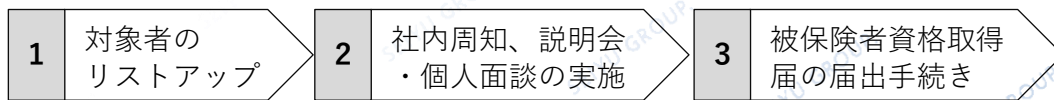
3. 対象となる従業員の要件

以下の**全てにチェック**が入るパート・アルバイト

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が 20時間以上 (※) | <input type="checkbox"/> 継続して 2か月 を超える雇用の見込みがある |
| <input type="checkbox"/> 月額賃金が 8.8万円以上
(賞与・残業代・通勤手当・皆勤手当
・家族手当は除外) | <input type="checkbox"/> 学生ではない
(休学中、定時制、夜間学生は加入対象) |

※ 契約上の労働時間のこと。ただし、残業時間を含めた実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、それ以降も続く見込みのときは3か月目から加入対象となる。

4. 企業の対応



- ▶ 加入のメリット 年金受取額の増加・医療保険の充実（傷病手当金、出産手当金）
- ▶ 〃 デメリット 保険料の負担による手取り額の減少

今後の労働時間などについて話し合うことが大切です

(日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html#cms06>)



短時間パートの適用漏れに注意

年金事務所による調査で適用漏れは厳しくチェックされ、万が一漏れがあると保険料の遡及払いが発生します。適正に手続きがされているか、再度確認しましょう。



雇用保険の適用拡大 **改正**

2028(令和10)年10月1日から雇用保険の被保険者の要件のうち、**週所定労働時間が「20時間以上」から「10時間以上」に変更**になり適用対象が拡大されます。